株式会社新田	奈良県北葛城郡広陵町大字南郷二百二十五番地の一	婦人子供服製造
日出染業株式会社	和歌山県和歌山市加納二百九十五番地	染色
オカネツ工業株式会社	岡山県岡山市東区九蟠千百十九番の一	仕上げ
東進工業株式会社	岡山県岡山市東区九蟠千百十九番地の十	機械加工
渕本重工業株式会社	岡山県赤磐市坂辺千五百六十六番地	機械加工
株式会社ハートウエル	愛媛県今治市朝倉上乙千五十番地一	織布運転、染色

三　対象となる者　平成二十二年八月五日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第三百九十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十二年八月五日

法務大臣　千葉　景子

第二号イの表に次のように加える。

リューベ株式会社	東京都新宿区西早稲田三丁目三十番十六号ホリゾンワン	機械保全

○法務省告示第三百九十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十二年八月五日

法務大臣　千葉　景子

第二号の表に次のように加える。

ヤバシ石材工事株式会社	岐阜県大垣市赤坂町二百七十三番地	石材加工

○法務省告示第三百九十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十二年八月五日

法務大臣　千葉　景子

第二号イの表に次のように加える。

リューベ株式会社	東京都新宿区西早稲田三丁目三十番十六号ホリゾンワン	機械保全

○財務省告示第二百六十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十二年七月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年八月五日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号	利付国庫債券（二年）（第二百九十四回）
二　発行の根拠法律及びその条項	平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成二十二年法律第七号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項
三　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
五　募入決定の方法	イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。 ロ　非競争入札発行　各申込みの応募額を案分により割り当てる。 ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
六　発行額	イ　価格競争入札発行　額面金額で二兆四千六十億円 ロ　非競争入札発行　財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で四千八百四十五億五千四百三十五万円、特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で一兆七千十六億四千七百八十万円、同法第六十二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で二千百九十七億九千七百八十五万円 ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で四十八億四千六百万円 ニ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で千五百十億円
七　払込金額	イ　価格競争入札発行　二兆四千八十二億千二百六十六万円 ロ　非競争入札発行　四十八億五千四十五万八千三百二十円 ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　千八百八十五億七千三百三十二万八千円 ニ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　千五百十一億三千八百九十二万円
八　最低額面金額	五万円
九　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。